

広島県告示第六百五十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十年七月三十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
瀬野四丁目地区

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡 市		町		字		地 番		標 柱 番 号	
広島市安芸区		瀬野五丁目		宮本		甲一七二五番一		標柱一号	
		瀬野町		宮本		一七二八番		標柱二号から四号まで	
				生石小山		四一三番一		標柱五号	
				宮垣内		一六二八番		標柱六号	
		瀬野四丁目				一六三五番七		標柱七号	
						一六三九番一		標柱八号	
						一六四三番地先道路敷		標柱九号	
		瀬野五丁目				一七二六番三		標柱一〇号	